

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和3年3月24日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

「リバウンド防止期間における東京都の対応（案）」について

3 審議会の意見等

「リバウンド防止期間における東京都の対応（案）」については適当である。

(猪口会長)

現状の感染症の状況は、7日間の新規陽性者数の平均値は一日あたり約300人であり、増加比で見ると100%以上が11日から23日まで13日間連続している。新規陽性者数が7日間平均で約300人というのは、第3波の増加しはじめである2020年10月30日頃と比べて、すでに高い数字であることや、感染力の高いと言われる変異株の流行を考えると、もし次に流行が拡大し始めた場合、第3波を超えるスピードと大きさをもって新規陽性者が増える可能性が危惧される。新型コロナ感染症に対して医療提供体制は既に通常医療を圧迫する形で確保しているが、さらなる確保は、がん治療をはじめとした命に係わる通常医療を制限することにつながる。こうしたことから、緊急事態宣言が解除されても、次の流行拡大を抑止しなければならない状況にあることは明らかである。

よって、都内全域において、4月1日から4月21日まで人流抑制に主眼を置き、都が対応する施策を打ち出したことは適当であると考えます。

(太田委員)

リバウンド防止期間における東京都の対応については適当と考えます。

都民・事業者の多大なるご協力にもかかわらず、残念ながら足元で新規陽性者数が増加基調に転じつつあり、第4波の懸念が未だ拭えない状況である。

第4波を極力回避するためにも（また増加に転じたとしても波の高さを抑制する

ためにも)、人流抑制ならびに手洗い・マスク等の徹底・継続が欠かせない。

こうした状況下、飲食店の時短要請を含む4月21日までのリバウンド防止期間を設定し、感染抑制策を継続することは是認されると考える。

(大曲委員)

今回の諮問事項に賛成する。

2回目の緊急事態宣言は解除された。しかし、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の増加比は、7日間平均で、2週間連続で前週比100%を超えており、残念ながら患者数は明確に増加局面に入っている。また、現状での都内の医療機関には1,200-1,300名程度の新型コロナウイルス感染症患者が入院している状況である。この状況で行政的な新型コロナウイルス感染症対策を緩めると、新規陽性者数増加に加速がかかり、昨年末に起こったような患者数の急激な増加につながる可能性が極めて高い。よって今回提示された対策を行うとともに、都民に対して現状が極めて危険な局面にあることについて、都から繰り返し伝えて頂くことが必要と考える。

(紙子委員)

リバウンド防止期間における都の対応は、適切である。

東京都の直近の感染者数は増加傾向で、医療提供体制も、重症者数が増加または横ばい、入院療養者数は増加傾向とみられる。現状でも通常医療が大きく制限されている中、すぐにも起こりうる保健所や医療の逼迫を回避するため、現状の時短営業や施設制限、外出自粛要請を続ける必要性が高い。その必要性と、21時までという制限時間の緩和、飲食店には協力金が継続されることに照らして、リバウンド防止期間の施策は相当である。

また、要請の実施期間については、①2週間では効果が確認できないこと、②アナウンス効果の面から、小刻みな段階的緩和は人々が制限自体を気にしなくなってしまふ日常化が危惧されることから、3週間程度が適切であると考ええる。

(濱田委員)

「リバウンド防止期間における東京都の対応(案)」について異議はない。

東京都の新規感染者数は2021年3月中旬になり再び増加傾向にある。緊急事態宣言は3月21日に解除されたが、流行のリバウンドを防ぐために、飲食店などへの時短営業要請やイベントの開催制限の解除は段階的に行うことが必要である。この段階的期間は、今回の東京都の対応案が示すように4月中旬過ぎまでを当面の目安にすべきである。

飲食店などへの時短営業要請にあたっては、協力店舗への金銭的な補償もできる

だけ行っていただきたい。また、東京都がスタートさせたコロナ対策リーダー事業は、飲食店での感染を防ぐだけでなく、客が安心して飲食店を利用する指標にもなり得ると考える。今後、本事業がさらに発展することを期待している。

飲食店などでの感染を防ぐためには、従業員や客を対象にした無症状者のコロナ検査も重要である。こうした検査を促進することにより、飲食店などへの時短営業要請も早期に解除できるものとする。